

令和 2 年第78号議案

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の
確保を図るための措置に関する条例の制定について

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図る
ための措置に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2 年 3 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の
確保を図るための措置に関する条例

教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号）
第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確
保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規
の勤務時間（同条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）及びそ
れ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福
祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の
給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指
針に基づき、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図る必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

(昭和46年法律第77号) 抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等)

第7条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 (略)

